日法聖人教学研究ノート
――『本迹相違』をめぐって――

大平宏龍

1、問題の所在

静岡県沼津市にある法華宗（本門流）大本山光長寺所蔵の聖教類は、宗祖日蓮聖人と直弟日春・日法聖人に関するものが多く、近年、その研究が著しく進展している。小稿では、日法聖人（以下、日法師）の筆写・抄録による『本迹相違』（以下、本抄）をとりあげ、内容の上で注目される所を指摘し、日蓮門下教学史を考察する上での問題提起としたい。[1] なお後述のように、本抄の下巻は未刊であるが、上巻分の補訂も必要と考えるので、釈文は別の機会に譲ることとし、小稿では、管見において興味深い点の指摘のみにとどめることとしたい。

2、名称と概観

従来、本抄は『日蓮宗宗学全書』（以下、宗全）上聖部に収録されたことによって一般に知られているのであるが、

実はこれは本抄全二巻のうちの一巻分（上巻）にすぎない。

本抄の名称は

（ラベル）[2]本迹相違要文上

（外題）　本迹相違抄

（内題）　本迹相違（日法師筆）

及び

（ラベル）本迹相違要文下

（外題）　本迹相違要文

（内題）　本迹相違要文　　（　）内は引用者注。

となっている。そこで、本抄の名称としては『本迹相違』のみが日法師の自撰と認められる故に、これが適当と考えられよう。[3]また、今の両巻は本文が同筆と考えてよく、内容的にも同一種類であるから、伝承のように連れの文献と考えられる。従って、両者を一括して

『本迹相違』上下二巻

とし、ラベルにある上下を生かして区別するのが便宜であろうと思われる。但し、原本には、上下等の調巻を示す形跡は無いようである。

3、上巻の未刊部分について

本抄上巻について注意されることは、刊本は原本の第一紙（但し一行余のみ現存）と第二紙分を収録していないことで、その理由は宗全本からは窺うことはできない。推量するに、その内容の上から活字とするには不適当であると考えられたのであろうか。第一紙断簡は別として、第二紙分には『守護国家論』の冒頭、表題から本文「余光照東域已来」[4]までを書写した行間に『撰時抄』の一部分を引き、また余白に涅槃経等の文[5]、『南条兵衛七郎殿御書』の一節[6]、国神についての断片的覚え書き、等がみられるのである。

『守護国家論』は、明治八年まで身延山に真蹟が存在したことが確実であるが、『昭和定本日蓮聖人遺文』収録の底本には、題名の次に撰者名がみられない[7]。然るに、本抄上巻の冒頭に引かれた所では

守護国家論　釋子日蓮

となっている。この撰者名等に関しては、『日蓮聖人遺文辞典歴史編』[8]では言及がなく、『録内啓蒙』をはじめ、近代の講義本[9]でもふれる所がないが、管見において、弘経寺日健『御書鈔』のみ言及があり

次釈氏（ママ）日蓮ト遊ス釈氏ハ四姓出家同一釈氏心也云云。[10]

といっている。日法師所写本の底本の具体的事実は不明であるが、遺文に付せられた撰者名に冠せられた表現の仕方が、日蓮聖人教学の内容との関わりで論じられることもあり[11]、今の記事は注意しておく必要があろう。なお「釈子日蓮」の署名は、周知の如く『撰時抄』[12]と同一である。日法師所見の『守護国家論』に「釈子日蓮」とあったとして、身延曽存の真蹟本には何故にそれが無いのかは不明としなくてはならないが、白蓮日興師所写の『立正安国論』には

「天台沙門日蓮勘之」[13]とあるが、他の現存真蹟本にはないことも想起される。ただ、確実な遺文にみえる署名の変化は、聖人の自覚のあり方を示すものと解釈できる蓋然性をもつものであることは確かと思われ、そうであれば『撰時抄』の署名と同様であっても内容的に変化があったと言えるかもしれず、その場合、『守護国家論』の「釈子」は、阿弥陀仏に対する釈迦牟尼佛を意識したものでもあろうか。

4、引用書について

本抄上巻は未刊であるが、大部分が宗祖遺文の引用である。そこで便宜上、本抄上下巻の引用書を概観しておくと次のようである。

但し、未詳の文も少しく存するので、現在管見の限りであることと、重複書は省いてあることを付記したい。なお、遺文名の下の（　）の中は真蹟の現存状況等について注意されることを記したものである。

（a）日蓮遺文（番号・名称は定遺による）

（定遺番号）	（名　　称）	（上巻引用）	（下巻引用）
一五	守護国家論（身延、曽真）	○	
三八	南条兵衛七郎殿御書（断真、重須、日興本）	○	
九八	開目抄（身延、曽真）	○	○
一一八	観心本尊抄（中山、真存）	○	○
一二七	波木井三郎殿御返事（重須、日興本）	○	

一四〇	法華行者値難事（中山、真存）	○						
一四五	法華取要抄（中山、真存 身延・曽真）	○	○					
一七〇	曽谷入道殿許御書（中山、真存 身延、曽真、光長寺、日法本）	○	○					
一七四	兄弟抄（池上、真存 他、断真）			○				
一八一	撰時抄（玉沢、真存 身延、上巻曽真）	○						
二一七	宝軽法重事（大石寺、真存）	○						
二二〇	四条金吾釈迦仏供養事（断真 身延、曽真）	○						
二二三	報恩抄（断喜、身延、曽喜 日舜本）	○	○					
二四七	下山抄（断真、重須、日澄本 光長寺、日法本）	○	○					
二七五	三沢抄（重須、日興本）		○					
二九四	富木入道殿御返事（治病抄）（中山、真存）			○				
三〇七	本尊問答抄（重須、日興本）	○						
三一〇	富木入道殿御返事（禀権出界抄）（中山、真存）			○				
三九五	諫暁八幡抄（大石寺、真存 身延、曽真）				○			
	（全十九書）	（十四書）	（十一書）					

付記
真存＝現在、真蹟存在
曽真＝曽て真蹟が存在
断真＝現在、真蹟断簡が存在

	(上巻)	(下巻)
(b) 経論		
法華経	○	
涅槃経	○	○
大智度論	○	
(c) 天台三大部本末等	(上巻)	(下巻)
法華玄義	○	○
法華文句	○	○
摩訶止観	○	
玄義釈籤	○	
文句記	○	○
止観弘決	○	○
輔正記	○	○
五百問論	○	
(d) その他	(上巻)	(下巻)
守護国界章	○	
法華秀句		○
援決集	○	

義決　○
山門申状（山門奏状）　○
貞永式目　○
和漢朗詠集　○

以上の外、若干の現在出典不明の引用と「私云」等の日法師の私見と思われる僅かの記事を加えて、本抄は構成されているのである。

そこで本抄の内容についてであるが、既に本抄上巻は宗全本によって紹介されているように、本抄は日法師が、「本迹の相違」について考える為に集めた要文抜き書きであり、それぞれの著述の、どの部分に注意しているかは知られても、要文の一々についての日法師の考え方が示されているわけではなく、後述の如き断片的な見解が記されているのみである。この点で、宗全本は活字化に際し、日蓮遺文の引用の場合、その中間を宗全の編者の考えで省略してあることが多いのは問題を残したといえよう。無論、『縮刷日蓮聖人御遺文』の頁数が示されているので、引用箇所の内容は一往理解ができるわけではあるが、日法師が参照した遺文について、現存真蹟遺文等と対照する必要のある場合もあり、その時は刊本だけでは不充分とならざるを得ないのである。

5、引用書について注意されること

これについては、便宜上、項目を分って紹介することとしたい。

①日蓮遺文の名称について　（引用巻）

本尊開眼御書　（定遺番号二二〇、四条金吾釈迦仏供養事）　上
本尊問答　（〃三〇七、本尊問答抄）　上
法花取要　（〃一四五、法華取要抄）　上
観心本尊抄　（〃一一八、如来滅後五五百歳始観心本尊抄）　上
西山消　（〃二一七、宝軽法重事）　上
南部六郎三郎御消（〃一二七、波木井三郎殿御返事）　上
法花行者逢難事　（〃一四〇、法華行者値難事）　上
大田抄　（〃一七〇、曽谷入道殿許御書）　上下
禀権出界抄　（〃三一〇、富木入道殿御返事）　下
三沢消　（〃二七五、三沢鈔）　下
兄弟消　（〃一七四、兄弟鈔）　下
治病大小権実違目（〃二九四、富木入道殿御返事）　下

以上は、今日『昭和定本日蓮聖人遺文』で使用されているものとやゝ異る名称である。もっとも『観心本尊抄』などは、今日でも普通に用いられる略称であるが、既に富木日常師も『観心本尊抄御副状』[14]と用いており、自然な略称として共通に使用されたものであろう。

ところで『三沢消』などの用例は、日法師筆『四信五品抄』（光長寺蔵）の第一紙中にも『美作消』『大覚三郎消』などとみえるもので、「消息」を略して「消」としたものであろうか。

②日法師所引日蓮遺文の底本

日法師引用の日蓮遺文十九書は、当然ながら今の時点で、すべて真蹟現存、または曽て真蹟の存在したことが確実なものばかりである。日法師が書写した遺文のうち『治病大小権実違目』の名称は、明らかに富木日常師の命名する所に従ったものである。[15] その他、重要遺文が既に日法師の手許にあったということは、宗祖の直弟において、これらの遺文が共通のものとなっていたことを示すものであろうか。そのことは、直弟としても、宗祖の直接の教示と併せて、遺文によって宗祖の教学思想を把握しようとしていた[16]ことを示すものであり、本抄『本迹相違』は、まさにそのような問題意識によって産まれた文献[17]であろう。

更に日法師引用の十九書のうち、現在の所蔵からみて、富士門流と関わりが深いことは、日法師の当初の法系[18]を考える時、当然と言えるが、定遺の注記を信ずるならば、日法師所引の『報恩抄』は、日舜所写本[19]に非常に近いようである。

なお、異本で校合した形跡もあるが、日法師自身によるものか否か、更めて検討を要する所である。しかし『報恩抄』研究の上では注意すべきことといえよう。[20]

③『本尊抄』の本文と読みについて

本抄においては『本尊抄』を引くことが多いが

夫始自寂滅道場華蔵世界（定遺七一二頁八行目）～彼一品二半此但題目五字也（定遺七一五頁七行目）

所詮迹化他方大菩薩等（定遺七一五頁一四行目）～以法是久成法故付久成之人等云云（定遺七一六頁三行目）

本門四依地涌千界（定遺七一六頁末行）～不授与迹化何況他方乎（定遺七一七頁二行目）

又云又以迹門尓前之意論之教主（定遺七〇七頁四行目）～一身一念遍於法界（定遺七一二頁八行目）（但し途中に省略あり）

又云例如在世前四味（定遺七一九頁七行目）～教主釈尊初発心弟子也（定遺七一九頁十二行目）

又云末法初～弘持正法（定遺七一九頁十三～十四行）

佛起大慈悲～不異者也（定遺七二〇頁末文）

等の文が、下巻最初に近い所にみられる。換言すれば『本尊抄』本文の中ほどから終りにかけての文章が、かなりの部分引かれているのである。ここで注意されるのは、当然ながら原文に忠実な書写がなされていることであり、なかでも後世「四十余年」と写されることの多い「五十余年」が、三箇所とも正しく引かれている。但し

如是本尊在世五十余年無之八年之間但限八品

の部分が注意されるが、この「ヒ」「四」は日法師の筆とは異なるように思われる。

本文の異同が注意されるところは

本門四依地涌千界末法始必可出現

と、真蹟にない「本門四依」が、本文として書写されていることで、これが由来は不明であるが、古い例と言えるのではなかろうか。[21] 現在の『昭和定本日蓮聖人遺文』が『日蓮聖人御遺文縮刷』に従う形で「四本門四依」の五字を付加して読んでいるのは、周知の事実である。

また

當知此四菩薩現折伏時成賢王誡責愚王行摂受時成聖僧弘持正法

とある「成聖僧」は、本尊抄の真蹟では「成僧」[22]である。これは如何なる理由によるのか不明であるが、日法師が「成聖僧」と解していたとするならば、興味深いこととといえよう。

次に、本文に付せられたテニヲハについて一、二注意される所がある。もっとも、これに関しては、果して日法師の付したものか、後世に加えたものではないか、という疑問もあるが、一往、日法師の付したものではないかと思われる箇所について列挙することとする。すなわち

今本時娑婆世界離三災出四劫常住浄土仏既過去不滅未来不生所化以同体此即己心三千具足三種世間也

は、いわゆる本門法体の四十五字（四十五字法体段）であるが、現在ふつうに読まれている仕方[23]と少し異っている。また

其本尊為体本師娑婆上宝塔居空塔中妙法蓮華経左右釈迦牟尼仏多宝仏釈尊脇士上行等四菩薩文殊弥勒等四菩薩眷属居末座

では、今の定遺が「塔中妙法蓮華経左右釈迦牟尼仏・多宝仏　釈尊脇士上行等四菩薩　文殊弥勒等四菩薩眷属　居末座」[24]と読むのに対して、「塔中妙法蓮華経」と読んだ可能性があり、また文殊・弥勒等を上行等の四菩薩の眷属とする意に読んでいるのである。

④その他

本抄下巻の冒頭で『開目抄』を引くとき

双林最後（大）涅槃経四十巻其外（法花）前後[25]諸大乗経皆無一字一句」法身説無始無終、報応二身顕本不説」……

等となっている。これは定遺では「応身報身顕本」等となっている所[26]で、意味においては異るものではない。

また本抄上巻一七ヲに引く『波木井三郎殿御返事』のなかで、定遺の注記によれば、興師本に十字分欠落があるとされる箇所が、本抄所引でも抜けているように思われる。但しこの部分は本紙欠損の箇所で、前後の分量を推測してのことである。もし、この見方が正しければ、日法師所写の『波木井書』の底本は白蓮日興師所持本、あるいはその転写本の可能性が高いことが推測される。

6、本抄の主張と問題点

本抄には「私云」などの形で、日法師の私見とみられるものが、僅かながら書き込まれている。今、それを手懸りとしながら、少しく本抄の意味する所を考えてみたい。

①題号について

先述のように、本抄の題号は「本迹相違」であるが、これは日法師自らの筆によるものであるから、本抄作製の意図は、本と迹とのちがいを考える為の判断の材料を集めたものであることは異論がなかろう。それでは、言う所の「本迹」が何を意味し、また、どのように相違するとされているのかを考えてみなければならない。宗祖直弟には資料が少なく、また論者によって文献の評価の分れる場合もあり、この点で確実に日法師の筆によるとみられる本抄が伝えられている意義は大きい上に、題号に日法師の興味のある所が示されている点は、必ず確認しておかねばならないで

あろう。[27]

②本抄にみられる「私云」等の文

本抄上巻

A、第二紙ヲ（末刊部分）

□天照大神八幡大菩薩迹門教付余絶正像守護神□也

□天照大神八幡大菩薩付本門法門末法一万年守護神□也

□門□事絶通天照大神八幡大菩薩絶國不可守護

□□寿量品可守護天照大神八幡大菩薩□□可立不然□神□

これは、国神と本迹両門との関係を考察したものらしいが、残念ながら欠損があり、意味不明である。

B、第五紙ヲ（宗全一三九頁）

私云本迹雖殊不思議一或二門之体両処不殊等自本門開迹意也。[28]

これは、台家の本迹観に対する日法師のみかたであり、本門・迹門を能開・所開の関係で捉えている。故に、本門の開会によって「不思議一」であり、その体が「不殊」であるという本門為勝の考え方とみられ、天台・妙楽の原意とは異なる解釈となっている。[29]

本抄下巻（末刊分）

C、第九紙ヲ

□私云発迹顕本之後寿量品弘正天台妙楽釈給□如是□寿量品方便品読者□本門誹謗可有大罪

也

これは『開目抄』の「不知寿量品」諸宗者畜同不知恩者也」等の文に続いて、妙楽の『五百問論』中の「一代教中未曽顕遠父母之寿」、疏の九の「是我弟子応弘我法」、記の九「子弘父法」等の文を引き、そのあとに示されたもので、先の引用文より五字程低い位置に書かれている。途中に欠損部分があり明確なことは言えないが、これは迹門不読論のようである。もし、そうであれば、天目の影響と考えねばならないであろう。[30] しかし、株橋日涌先生の御指摘のように、日法師の本迹は、単に一経の上の本迹二門の間の議論ではなく、本地・迹中相対の事の本迹であるとするならば、方便・寿量二品を同価値（一致）とみてあわせ読むことの批判であり、読誦そのものの否定ではないと解することもできる。しかし、他に徴するものがない現状では、未詳とする外はない。

D、第十一紙ウ

出現上行等聖人本門之法門建立也一四天下四海一同妙法蓮華経広宣流布無疑者文付善付悪棄法華経」云云

「開目抄下云」の下に、小字で三行に記す。上巻第一四ウ『報恩抄』、同一五ヲ『本尊抄』『法華行者値難事』は、いずれも、法華経弘通の三国三師（釈尊・天台・伝教）に言及した文であり、同一六ヲ『報恩抄』も三秘と宗祖の師自覚を述べた箇所であり、同一七ヲ『波木井三郎殿御返事』、同一七ウ『法華取要抄』、同一八ウ『曽谷入道殿許御書』、同二一ヲ『法華行者値難事』『下山抄』は上行付嘱関連の文であり、同二二ヲ『本尊抄』は本門の四依の末法弘経の要文である。

また下巻二ウ『曽谷入道殿許御書』は付嘱、同三ヲ『本尊抄』は本門八品付嘱、同五ヲ『本尊抄』は寿量品のいわゆる良薬付嘱と本門の四依、同六ヲ『本尊抄』は地涌の菩薩の末法必現、同九ヲ『下山抄』は上行付嘱と滅後の弘経

についての要文と言える。

このように、本抄に引用された宗祖遺文の大部分は、上行付嘱の教義に基いて、宗祖が末法に本門を弘通されるということの確認の為に引用されていることが推測され、それは後述の如く、迹化天台との対照において、本迹の異と関わってくるのである。

E、一六ヲ

抑天台妙楽伝教大師道邃等猶破迹門為本門極理何況上行菩薩再誕日蓮大聖人迹門得道可弘之乎

ここでは、天台・妙楽・伝教・道邃も猶を迹門を破して本門を極理としたとあり、本・迹の理の勝劣を問題にしているようにみえるが、詳細は不明である。なお、言うまでもなく『本尊抄』には

像法中末観音薬王等示現南岳天台等出現以迹門為面以本門為裏百界千如一念三千尽其義[31]

とある故に、これは像法天台の立場としてではなく、例せば『報恩抄』に

されば内証は同けれども、法の流布は迦葉阿難よりも馬鳴龍樹等はすぐれ、馬鳴等よりも天台はすぐれ、天台よりも伝教は超させ給たり。[32]

とある、内証の意を述べたものであり、末法日蓮の立場を強調した言であろう。ここで注意されるのは、「(上行菩薩)再誕日蓮大聖人」の語であり、迹門無得道の表明である。

『頼基陳状』に

日蓮聖人は御経にとかれてましますが如くば、久成如来の御使、上行菩薩の垂迹、法華本門の行者、五五百歳の大導師にて御座候聖人……[33]

とあるのは、これに重ねあわせられるようであるが、更にそれを一歩進めて、宗祖を崇めた表現となっている。日法聖人文献中には、宗祖について「聖人」「大聖人」の両様がみられるが、『御法門御聞書』中には、「聖人」に対して、あとから「大」を加えた箇所がある。[34] 日法師の筆であるか否か問題となるが、如上の文例から推すと、日法師自身の書き込みとみてもよいように思われる。

F、一七ウ

日蓮大聖人□本迹之問答　毎度依法不依人若善比丘見壊法者譬如王使我不愛身命等可引又可別知教機時（国）

教法流布前後文

これは非常に興味深い一節と思われる。即ち宗祖は不明本迹の問答には、毎度、涅槃経の「依レ法不レ依レ人」等の法四依の文、[35]「若善比丘見二壊レ法者一置不二呵責駆遣挙処一当レ知是人仏法中怨」等の文、[36]「譬如下王使善能談論巧二於方便一奉二命他国一寧喪二身命一終不レ匿中王所説言教上」等の文、[37] 法華経勧持品の「我不レ愛二身命一但惜二無上道一」の文、[38] 等を引くべきであり、別しては教機時国教法流布の前後、のいわゆる五義（五知判）を知るべきであると教示されたというのである。「本迹」の上の語（恐らく二字）が、ほとんど欠損している為に読めないのが残念であるが、この箇所は、日法師の本迹観について重要な示唆を与えてくれるように思われる。

その第一は、宗祖遺文において、本迹の問題は文永八年（一二七一）頃より顕著[39]となり、特に佐渡法難以降に明確に顕説されるわけであるが、釈尊の教法に対する基本姿勢は、佐前より一貫しており、今の引用文に似た文例は『教機時国鈔』にみられる所である。同鈔では、教機時国教法流布の前後の五義の内容をそれぞれに概説し、続いて、五義を知るということの具体例をあらためて一々に示し、末尾に「日蓮勘二仏語実否一三類敵人有レ之、隠レ之非二法華経

行者ニ顕レ之身命定メテ喪ハン欤」と述べ、法華経の「而此経者如来現在猶多怨嫉」「一切世間多怨難信」「我不愛身命」「不自惜身命」等の文、涅槃経の「譬如王使…」、章安大師の涅槃経疏の「死身弘法」等の文を列挙している。(40) つまり、権実・本迹という如き「知教」の問題も、五義と密接な関わりをもつということである。

第二には、今の『教機時国鈔』でも知られるように、「知教」とは、現実には三類の敵人による難を蒙ることに外ならないので、教の内容が真実であればあるほど厳しく受けるとの認識であり、即ち『富木入道殿御返事』では「一念三千観法に二ツあり。一理、二事なり。天台伝教等の御時には理也、今は事也。観念すでに勝る故大難又色まさる。彼は迹門の一念三千、此は本門一念三千也。天地はるかに殊也こと也と、御臨経の御時は御心へ有るべく候。(41)」とあって、本門の教による観法（本門の一念三千、事の一念三千）の実際を示されている所である。つまり、日法師にとって、本迹を論ずることは直ちに折伏行を実行することを意味しているのであり、極めて実践的な捉え方であるといえよう。

③『山門奏状』の引用について

日法師の『本迹相違』上巻第八紙ウには、山門申状（『山門奏状』）が引用されている。これは

> 桓武天王伝教大師昔為霊山之聴衆同結仏乗之芳縁為弘円宗共生此国因茲天皇ト都城於叡岳之坤乃至両朝伝法於万里誠是天台智者之再誕薬王菩薩之後身也

とあるもので、他の部分より文字も大きく、余白の部分に後から書き込まれたものである。内容は、既に報告されているように、同じく光長寺蔵の日蓮聖人真筆『山門奏状』(42)の第八紙ヲと第七紙ヲよりの抜書である。このような文献

の一節が、何故に『本迹相違』の要文中に加えられたのであろうか。私見によれば、桓武天皇と伝教大師が、霊山の聴衆であったという伝承は、日蓮門下において両様に利用されたように思われる。即ち日像師は『訴状』に

桓武天皇伝教共為二霊山之聴衆一忝成二此国之師檀一破二六宗之邪義一弘二一実之正法一天皇偏凝二叡信一於山門一大師専致二鎮護一於国家一加レ之破二南都之小戒一建二北嶺之戒壇一広救二四海之含識一遍利二一天之群類一自レ爾已降以レ宗名二法華一以レ山号二天台一但止観遮那之顕密同雖レ在二一山一権実傍正優劣亦非レ無二差別一根本大師之御本意深尋之宜レ糺レ之随而遠訪二異域一異義在レ人近窺二本朝一定判在レ意、何是何非、若伝教大師之正意相二叶于仏意一祖師聖人之料簡符二合于伝教一者誰人蔑二如之一何侶軽二賤之一……[43]

と記している。これは、伝説を利用して、法華経が日本に広まるべき深い縁由のあることを述べ、桓武天皇の信任厚かった伝教大師と日蓮聖人を重ねることにより、法華宗を京都に弘めることの正当性の根拠としているのである。

然るに一方では『法華宗弘通抄』に

南岳天台等之観音薬王之化身出現弘二破権法門一被レ残二本門弘通一第四五百歳名二多造塔寺堅固一四依弘経大士寺塔建立時節也。……第五五百歳名二闘諍堅固一末法一万年始也、本化涌出大聖受二如来付嘱一可レ弘二通　法華一時節也[44]。

とある如く、南岳・天台（天台の後身としての伝教も）は、霊山の聴衆ではあるが、いわゆる迹化の菩薩の化身であり、それに対して宗祖を本化地涌の菩薩の垂迹として、末法の時代に本門を弘めるべき資格者と主張するのである。

『本迹相違』に『山門奏状』中の一文が抜き書きされた理由には、恐らく以上の両義が考えられるのではなかろうか。すなわち、本抄中には、特に宗祖が本化上行菩薩と一体の人師として捉えられていることが注意されるのである。

もっとも、

迹化――天台――迹門

本化――日蓮――本門

の対比は、いう所の本迹が、台・当あるいは像・末の対照にすぎないとみられかねず、また本抄中より顕わに知られる所は、その面が強いのであるが、しかし、前述の如く、『御法門御聞書』中の文などを参照すれば、それのみではないことが知られるのである。[45]

日法師にとって、宗祖が本化上行菩薩の生まれ替わりと信ずることが、宗祖が本門正意を強調し「迹門無得道」を説かれたことに対して、より強い認識を持つに至らしめたであろうし、それがひいては、日法師の釈尊観や本尊観にもつらなったように思われる。[46] つまり、上行要付（上行付嘱）の教義への強い関心である。

7、『八品所顕証文』について

日法師筆『八品所顕証文』についての書誌的事情は、既に紹介された所であるから、[47] それに譲るとして、内容の考察の為に本文を記しておくと次の通りである。

□起本尊事　尺迦仏法花経行者言事報恩抄上アリ

本尊問答云尺迦多宝十方諸仏御本尊

法花経正意也

□起本尊者踊出初自尒時尺迦牟尼仏告弥

勒菩薩至囑累品聞仏所説皆大歓喜ニ七品二半ナリ

十方三世仏菩薩舎利弗目連迦葉阿難等梵尺四天

日月衆星龍神八部第六天魔王修羅十羅刹女

鬼子母神等妙法蓮花経五字秘法ヲ恭敬合掌アリシ

□法大聖人図書置給ヘリ　此即縁起ノ次第也如何

五字題目ヲハ　尺迦多宝三世十方諸如来如ニ是恭敬

以上、短文で、しかも完結していないものであるから、その意を十分に理解することは困難であるが、この文献を『本迹相違』の中に多くみられる上行要付の教義で照射することにより、幾分かは推量が可能なのではあるまいか。

まず、標題は、本文中に「此即縁起ノ次第也」とあることにより「縁起本尊事」と復元することができるように思われる。そのことは、後述のように「七品二半」という耳慣れない数え方に合致するように思われることで補強される。

次に、標題の下に割注のように引かれた『報恩抄』『本尊問答抄』の両文は、本文中からも頼推できるように、題目本尊の文証となるものである。これはまた上行要付の教義と合致するところである。

そこで標題に戻ると、いま仮に私見の如く「縁起本尊事」とした場合の読みは、恐らく「本尊を縁起すること」で、この場合の縁起とは起原・由来・おこり、のことであろうから「本尊が起原する由来（本尊のおこり）について」のような意味ではなかろうか。標題の下に注された『報恩抄』の文とは

法華経・天台・妙楽・伝教の経釈の心のごとくならば、今日本国には法華経の行者は一人もなきぞかし。月氏には教主釈尊、宝塔品にして、一切の仏をあつめさせ給ヒて大地の上に居せしめ、大日如来計リ宝塔の中の南の下座に

す（居）へ奉て、教主釈尊は北の上座につかせ給。此の大日如来は大日経胎蔵界の大日・全剛頂経金剛界の大日の主君なり。両部の大日如来を郎従等定たる多宝仏の上座に教主釈尊居せさせ給。此即法華経の行者なり。天竺かくのごとし。[48]

であって、この前に引かれた法華経・法華秀句（法華玄義を引く）・依憑天台集の[49]文意によれば、法華経を最第一とすることが経意であり、それを体現して教主釈尊が最上座にあったことが、釈尊も法華経の行者である理由となっている。次の『本尊問答抄』の文は

半行半坐三昧には二あり。一には方等経七仏八菩薩等を本尊とす。彼経による。二には法華経釈迦多宝等を引奉れども、法華三昧を以て案に法華経を本尊とすべし。不空三蔵法華儀軌は宝塔品の文によれり。此は法華経の教主を本尊とす。法華経の正意にはあらず。上に挙る所の本尊は釈迦・多宝・十方の諸仏の御本尊法華経の行者の正意也。[50]

というもので、法華経の題目を本尊とするのが、法華経の行者の正意とされる。故に、この両抄の文を引いてあることは、法華経の行者の本尊として、題目を示す意であることは明らかであろう。従って「縁起本尊事」と読み得るならば、法華経の題目が、どういう理由で法華経の行者の本尊となるのか、が主題とみられるわけである。

そこで、七品二半であるが、これは

本尊を縁起することは、踊（＝涌）出（品）の初（すなわち「尒時他方国土」より「汝等自当因是得聞」まで）と、「尒時釈迦牟尼仏告弥勒菩薩」自り嘱累品の「聞仏所説皆大歓喜」に至るまでとの七品二半[51]なり。…

等と読めるように思われるので、品としては本門八品であるが、殊更に涌出品第十五の初の部分、すなわち本門三段

の序分を別出した理由は、如来神力品における地涌上行への別付嘱の直接の発端が、今の涌出品前半の経意、就中、迹化・他方等に対する釈尊の「不須汝等護持此経」なる言葉によるからであり、これによって滅後末法の衆生の為に、題目を本尊とすべきことが決定されたと、宗祖によって理解されていたことをうけたものと考える外はないのではなかろうか。『本尊抄』に

自法師已下五品経文前後水火也。宝塔品末云、以大音声普告四衆誰能於此娑婆国土広説妙法華経等云云。設雖為教主一仏将勧之薬王等大菩薩梵帝日月四天等可重之処多宝仏十方諸仏為客仏諫暁之諸菩薩聞此慇懃付属立我不愛身命誓言此等偏為叶仏意也。而須臾之間仏語相違誓止過八恒沙此土弘経進退惟谷不及凡智天台智者大師作前三後三六釈会之。所詮迹化・他方大菩薩等以我内証寿量品不可授与。末法初謗法国悪機故止之召地涌千界大菩薩寿量品肝心以妙法蓮華経五字令授与閻浮衆生也。[52]

とあって、見宝塔品の「普告四衆」以下によって、滅後の法華経の弘経が唱募されるが、涌出品の初めの「不須汝等護持此経」で、迹化・他方の菩薩等が滅後の弘経を止められ、地涌の菩薩が呼び出され、神力品に於て、題目の五字に結要して、末法の為に付嘱される。続いて、嘱累品では、地涌の菩薩を頭として「迹化他方乃至梵釈四天等[53]」に此の経が付嘱されるのは、正像二時の為と解される。ここから上行付嘱（上行要付）の教義は、涌出品の初めの箇所より始まり

此本門肝心於南無妙法蓮華経五字仏猶文殊薬王等不付属之。何況其已下乎。但召地涌千界説八品付属之。其本尊為体（中略）如是本尊在世五十余年無之。八年之間但限八品。[54]

と、題目本尊の具体的なあり方が、本門八品の儀相であることが示され、それが同時に滅後の為であることが明らかにされ

爰以於滅後弘経に随て仏之所属に有り弘法之限り(55)

と、滅後末法下種へと展開するのである。

従って、宗祖の示される上行要付の教義にたって考えれば、涌出品の初めの箇所あってこそと言え、それ故に宗祖は特に天台の前三後三の釈意を重視されたものとみられるのである。故に当面の『八品所顕証文』に戻れば、本尊の興り（縁起）を問題とするとき、涌出品の前半を特に別出して半品と七品半、すなわち「七品二半」という如き表現となったかと推測するものである。

さて『『八品所顕証文』の、その後の文章が

十方三世の仏・菩薩・舎利弗・目連・迦葉・阿難等、梵・釈・四天・日月衆星・龍神八部・第六天魔王・修羅・十羅刹女・鬼子母神等、妙法蓮華経の五字の秘法を恭敬合掌ありし?法を、大聖人、図し書き置き給へり。此れ即ち縁起の次第なり。如何に五字の題目をば釈迦・多宝・三世十方諸如来、是の如くに恭敬（以下欠）

のように読めるとするならば、曼荼羅本尊を図顕された由来を記述されようとしたものであり、「縁起の次第」の語に注意されよう。

更に留意されねばならないことは、題目本尊を第一義としていることで、前述の如く、釈尊も法華経の行者という観点から、本尊を問題としているのである。

以上、推測を雑えつ、私見を述べたが、『八品所顕証文』が日法師の筆であるならば、『本迹相違』にみられる上行

付嘱の教義への強い興味と無関係ではないであろうこと、[56] それのよって来る所を考察する上で、涌出品前半部分に注意し、「縁起の次第」から「七品二半」の表現が出たのであろうこと、言う所の本尊は題目本尊であり、曼荼羅本尊であるが、それ以上の細部に亘る義は未詳とせざるを得ないのである。

8、小結

以上、管見において『本迹相違』をめぐり日法師の本迹観をみてきたが、自身の見解の表出はごく僅かであり、資料的にも不充分であるから、明確に結論づけられることは多くはない。

しかし、『本迹相違』は、宗祖直弟の日法聖人が、宗祖の本迹についての考えを、遺文を中心とした諸文献に尋ねようとした、そのことを如実に示す文献であり、その点に於て甚だ貴重なものであることは、異論のない所であろう。

建治四年（一二七八）二月二十三日、宗祖は三沢氏（一説に三沢小次郎）にあてた手紙（『三沢鈔』真蹟影写本・日興書写本存）[57] の中で、他の遺文にはみられない内心を吐露されている。

又法門の事はさど（佐渡）の国へながされ候し已前の法門は、たゞ仏の尓前の経とをぼしめせ。此国の国主我をもたもつべくば、真言師等にも召合せ給はずらむ。尓時まことの大事をば申べし。弟子等にもなひく（内々）申ならばひろう（抜露）してかれらしり（知）なんず。さらばよもあわ（合）じとをもひて各々にも申ざりしなり。而去文永八年九月十二日の夜、たつの口にて頸をはねられんとせし時よりのち（後）、ふびんなり、我につきたりし者どもにまことの事をいわ（言）ざりける、とをも（思）てさどの国より弟子どもに内々申法門あり。[58]…

よく知られたように、この三沢鈔の内容から、佐前・佐後という遺文のみかたが出てくるのであるが、それに関し

て「まことの大事」「まことの事」「内々申法門」と表現されていることの内容に興味がもたれるのである。『三沢鈔』の前後をみれば、それが末法に弘まるべき上行所伝の題目を言うのであり「日蓮は其御使にはあらざれども其の時刻あたる上、存外に此法門をさとりぬれば、聖人の出させ給までまづ序分にあら〳〵申なり。」とあるのは、宗祖が、上行菩薩の応化であるとの自負の謙辞であり、示唆であるのは、他の遺文と同様である。[59]

『三沢鈔』によれば、「まことの大事」は直弟子達でさえも、佐渡以後に示されたという。一方、今日みることのできる確実な遺文のなかで、上行所伝の教義は、佐渡一谷で著された『本尊抄』等以降に顕発されたことは明らかである。「まことの大事」とは、上行付嘱の教義のみではないが、『三沢鈔』の内容と、『本尊抄』等、佐渡期及びその直後に著された重要御書からは、少くともそれが基本にあったことは知られるのであり、そうしてみれば、『本迹相違』に『三沢鈔』が引かれており、一番多く引用されているのが、上行要付関係の要文であることは、誠に興味深いのではなかろうか。

後世、いわゆる日蓮聖人教学、ないし日蓮教学は、宗祖遺文の解釈をめぐって展開するのであるが、直弟すらも、遺文に問うているその証左であることに注目されるのである。

ところで、日法師が、なぜ本迹の相違を確めようとしたか、その理由は、少くとも資料の上からは明らかでない。結果として、宗祖が上行菩薩の応化として末法の導師であることを確認し、本門為正、迹門無得道を表明し、能開・所開の関係において、本勝迹劣とみていたことは明白であろう。[60] 本門・迹門の具体的な把え方は、資料の上からは殆ど知られないが、前述の如く、株橋日涌先生は「単なる一経中の迹門十四品・本門十四品という横の本迹ではなく、縦の本迹即ち本地・迹中相対の事の本迹である。[61]」とみていられる。

日法師にとっては、本勝迹劣の主張は、同時に折伏弘通の実践であり三類の強敵に直面することを意味していた。それは、宗祖より直接に教示を受けた所であり、また宗祖の生涯そのものによって示された所であったといえよう。

註

(1) 望月歓厚著『日蓮宗学説史』（平楽寺書店、昭和四四年）、渡辺宝陽稿「本迹論の展開」（影山堯雄編『中世法華仏教の展開』所収、平楽寺書店、昭和四九年）、株橋日涌稿「宗祖直弟における本迹論」（『桂林学叢』第九号、昭和五一年）を参照した。

(2) 「昭和45年12月25日第一種29番」とある。

(3) 宗全の選択は妥当と思われる。

(4) 『昭和定本日蓮聖人遺文』（略称、定遺）八九頁

(5) 大般涅槃経第四如来性品第四之一（『大正新脩大蔵経』略称　正蔵、一二巻三八七C）、法華玄義五下（正蔵二二巻七四二C）等の文を引く。

(6) 定遺三二七頁八～一二行

(7) 定遺八九頁注及び『日蓮』（田村芳朗編『日本の思想4』筑摩書房、昭和四四年）二八頁

(8) 『日蓮聖人遺文辞典歴史編』五一三頁

(9) 『日蓮聖人遺文全集講義』第三巻（磯野本精著、昭和八年初版）及び『日蓮』（前掲）

(10) 『御書鈔』上巻六一三頁（本満寺、昭和五一年）

(11) 山中喜八著「日蓮聖人の学業」（『日蓮聖人真蹟の世界』下巻二二五～七頁、初出は昭和三四年）のような見方が一般的である。

なお、宗祖の署名に冠した形容については株橋日涌著『観心本尊鈔講義』上巻一三七頁。（法華宗宗務院、昭和五六年）

(12) 定遺第二巻一〇〇三頁

(13) 定遺第一巻二〇九頁。なお『立正安国論』の真蹟は三本の存在が確認され、写本も日興・日向・日高・日法・三位日進の所写本が注意されている。（遺文辞典一一七八頁c～d）このうち、伊豆玉沢妙法華寺蔵の日興本、千葉中山法華経寺蔵の日高本には「天台沙門日蓮勘之」とあるという。（山中喜八著前掲書二二五頁）

(14) 『日蓮聖人真蹟集成』（法蔵館、昭和五二年）第四巻三六頁、三四五頁。

(15) 『日蓮聖人真蹟集成』第三巻二四頁、三三二頁

(16) 直接に師より教示される立場であっても、師の著述等によってその業績の全貌を把握し理解を深めることは、今日でも普通であり、各地の信者に対する教化について宗祖の著述・手紙等が重要な役割を果していた当時としては当然のことと考えられるが、後述の如く『三沢鈔』の内容は、特にそのことを促したのではなかろうか。

(17) 日蓮門下教学史上、日蓮遺文に対する仕方において『本迹相違』は、特に注目すべき性格を有する文献であろう。

(18) 白蓮日興師の「白蓮弟子分与申御筆御本尊目録事（永仁六年戊戌）」（宗全第二巻一一二～三頁）には

一富士下方市庭寺越後房者日興弟子也仍所申与如件、但弘安年中背白蓮了

一武蔵国住泉出房者越後房弟子也　仍日興申二与之一越後房逆罪時同時背了

とあり、これによれば、日法師の法系は、当初、白蓮日興師に属するものであった。執行海秀著『日蓮宗教学史』二五～六頁、立正大学日蓮教学研究所編『日蓮教団史』上、一〇一～二頁

(19) 高木豊稿「諸本解説」（日本思想大系『日蓮』岩波書店）六〇二頁b、及び安永辨哲稿「報恩抄の御正本について」（『望月歓厚先生古稀記念論文集』所収、古稀記念会発行、昭和二六年）参照。日舜所写本は大石寺所伝で下巻のみ。奥書に「康安二年二月七日於駿河国富士上方上野之下御坊辰時書之」日舜花押、とあり「民部阿闍梨日影授与之、応永九年卯月十一日」日時花押、と追記されている由である。康安二年（一三六二）の書写に係る本書は現存写本としては最古のもののようである。（安永氏前掲二七三頁）

(20) 『本迹相違』上巻一六紙ヲに引く。『報恩抄』下巻の中で「井（菩薩）」の横に「并」と訂正し、「イ本」とし、また「井」を「四井」と訂正して「イ本」とする。再険。なお安永氏稿二七八～九頁（前掲）参照。

(21) 定遺七一六頁注⑧及び『日蓮聖人真蹟集成』第四巻二六頁。なお日本思想大系『日蓮』一五二頁頭注では、平賀本の異本書き入れに従って「四本門四依」の五字を補ったとしている。

(22) 『日蓮聖人真蹟集成』第四巻三二頁。定遺第一巻七一九頁

(23) 定遺第一巻七一二頁

(24) 定遺第一巻七一二～三頁

(25) 「法花」の二字は墨色が異なる。

(26) 定遺五五三頁。ちなみに日存所写本（尼崎市本興寺蔵）では「応身報身顕本不レ説レ」とある。（本能寺刊写真版

三七頁。昭和四十年）

(27) 望月歓厚氏は「日法の著書中には別に参考すべきものなし。日法の聖人之御法門聴聞分集に云く、「私（日法）云、如レ是文釈ヲ案ズルニ、天台与二聖人一本迹違目道理必然也」（宗全一・一三四）と。是等を以て師の本迹勝劣説と云ふなるべし。併し、それが台当相対の本迹なる事明らかなり。その外に見るべきなし。」（『日蓮宗学説史』五一頁。平楽寺書店、昭和四四年）という。一方、株橋日涌先生は「宗祖直弟における本迹論」（『桂林学叢』第九号一九～二〇頁）において、日法師を本迹勝劣論者とし、その本迹とは、縦の本迹すなわち本地・迹中相対の事の本迹とみている。執行海秀氏の『日蓮宗教学史』（平楽寺書店、昭和三九年）では、日法師の教学にはふれていない。渡辺宝陽氏「本迹論の展開」（『中世法華仏教の展開』所収）では、特に「日法の「本迹相違」」という一項を設けて、引用された要文の意味を考察しようとしている。

(28) 宗全では「自二本門一開レ迹竟也」と読むが「意」ではないか。三大部本末における考え方は、当初より本迹の実相（諸法実相）を一体とし、本迹の異は久近の異のみとみる故に、不思議一とするが、今の場合は、未開の迹門と、本門によって開会された迹門との間に相違をみとめ、開迹顕本の上の一経にたつことを言ったものとする如くである。然し、本迹の実相に言及するのでないから、詳しくは不明とする外ない。なお「本迹雖殊不思議一」は『玄義』巻第七上（正蔵三三巻七六四b～七六五a）で六重本迹の夫々の結びで用いられるなど、三大部本末に多出する。「二門之体両処不殊」は『法華文句記』第十中（正蔵三四巻三五〇a）の文。

(29) 本迹致劣の論争の上では、この文の解釈は二様である。開顕した上で、本迹一体（一致）とみるか、本門能開へ迹門所開が開会されたのであるから、本門の重の一体であり、もとの迹門と対すれば、本迹勝劣であるとみ

るか、である。この両者は明確にしておかねばならない。

(30) 渡辺宝陽氏は、本抄が天目の影響乃至触発を受けたものではないように思われるとする。前掲論文二八四頁以下。

(31) 定遺第一巻七一九頁

(32) 定遺第二巻一二四七～八頁

(33) 定遺第二巻一三五二頁

(34) 「上行菩薩垂迹日蓮聖人」を「垂迹本門日蓮大聖人」（『御法門御聞書』一一頁、光長寺、平成二年）、「日蓮聖人」を「日蓮大聖人」（同一二頁）とする。再検

(35) 大般涅槃経巻第六、如来性品第四之三（正蔵一二巻四〇一b）

(36) 大般涅槃経巻第三、寿命品第一之三（正蔵一二巻三八一a）

(37) 大般涅槃経巻第九、如来性品第四之六（正蔵一二巻四一九a）

(38) 妙法蓮華経巻第四、勧持品第一三（正蔵九巻三六C）

(39) 確実な遺文では、文永二年（一二六五）に系けられる『薬王品得意鈔』（断真）に「法華経迹門如レ月寿量品如レ日、寿量品時迹門月未レ及、何況尓前星、夜星時月時衆務不レ作、夜暁必作二衆務一、尓前・迹門猶生死難レ離、至二本門寿量品一必可レ離二生死一。」（定遺第一巻三四〇頁）とあり、得道は本門に限るとするが、その原理としての一念三千について本迹の異をのべるのは、周知のように、文永八年（一二七一）の『十章鈔』（真存、定遺第一巻四八九頁）からである。

(40) 定遺第一巻二四一頁以降

(41) 定遺第二巻一五二二頁

(42) 小西徹龍稿「光長寺蔵「山門奏状」について」(『古文書研究』第三九号所収、一九九四年)

(43) 宗全第一巻二四八頁。なお「雖在一山」には「一山一本作宗」、「定刊在意」には「意一本作安」と頭注あり。また次に引く『法華宗弘通抄』中にも、今の引文と同意の文章がある。(同二三三頁)

(44) 宗全第一巻二三二頁。南岳・天台の本地が観音・薬王であるとの説は、宗祖遺文にも引かれている。例せば『曽谷入道殿許御書』(真存、定遺第一巻九〇五頁)など。

(45) 日法聖人の『御法門御聞書』は、真蹟本二巻と写本二巻、及び断簡をふまえて、復元的に考えられる著述である。(光長寺刊『御法門御聞書』解題一一頁)株橋日涌先生が「宗祖直弟における本迹論」(前掲)の日法師の項目でとりあげられたのは写本二巻の下巻、すなわち『聖人之御法門聴聞分集』下(底本題簽『連々御聴書　下』)のなかの一節で、参考の為に底本より引用すると

文句記云寿量品釈云此指娑婆即本応身所居土也云云　玄七云即本時同居土也寂光土云也　又云迹本非本者迹門　大通為本間望本時非迹本本迹非迹者久遠実成本仏垂迹義雖無之是為利生方便垂迹故廃迹顕本時非迹云也

玄十云本時自行唯与円合化他不定亦有八教(記一本終(他筆))(宗会第一巻一三三頁)

五百問論云一経之中以本為主(文)

又云一代教中未曽顕遠　父母之寿一○若不知父寿之遠一復迷二父統之邦一徒謂才能全非人子一　義決道遷云師之久遠於自今典久遠之本唯在今経一若余経在者本門施化応成虚説一涌出寿量文義倶壊云云

私云如是文釈案　天台与聖人一本迹違目道理必然也（完全第一巻一三四頁）

となっている。後世に加えたらしい返り点返り仮名も少し存する。（今は、それは省略）渡辺宝陽氏も『本迹相違』の引用文の底意を推測している（注（27）参照）ように、『御法門御聞書』や『本迹相違』の引用文からは、確かに、単なる台当、像末の相対だけではない、日法師の本迹論が感じられるのであるが、自身の意見として、明了に述べられた資料が少ないので隔靴掻痒の感あるは否めない所である。

但し、今の株橋先生が引用された所と対照してみると、『本迹相違』下巻中（一六ウ）には

記九云子弘父法有世界益文

義決云（欠相）久遠之自今典久遠○本唯在今経若余経者本門施化応成虚説一踊出寿量文義倶壊文

と、

守護章之有為報仏

との間に

私云如是釈案　天台大聖人本迹違道理必然也

□云一経之中　以本為主一又云一代聖教中未曽顕遠父母之寿○若不　知父母之遠復迷　父統之邦徒謂才能全非人子一云云

と書き込みがあり、更に前掲守護章の引文の下に「夢中権果無作三身覚前実仏」と書き足してあるのが注意される。道邃の義決の文とされるものは、宗祖の『注法華経』には見出されないようであるが、日法師は重視していることが知られると共に、『御法門御聞書』が、宗祖よりの教示を書きとめた記録というだけではなく、それをもととして、本迹の問題をも考察し、私見を加えていたことが知られ、その意味では、『聞書』も『本迹相違』も、日法師の法義研鑽の資料としての性格が共通している点もあるといえよう。ただ、『聞書』では「聖人」とあり『本迹相違』では「大聖人」とある所が、前述のように日法師の宗祖に対する立場の進展を示すものともみられ、それは、やがて『聞書』より『本迹相違』の方が、全体としては、後の成立と考えられる根拠の一ともなると思われるのである。

(46) 再誕とは「再びこの世に生まれること」(『大辞林』九四五C)であるから、宗祖の場合、厳密には本化上行菩薩の人界への垂迹、九界と人界でいえば、九界総在の上行菩薩の人界応化、のごとく表現されるべきであるが、ここでは、単純に生まれ替わりと解しておく。

(47) 原井慈鳳稿「日法聖人文書の研究(一)」(『桂林学叢』第一五号所収)一三八頁

(48) 定遺第二巻一二一八〜九頁

(49) 「法華経の第五に文殊師利此法華経諸仏如来秘密之蔵於諸経中最在其上」安楽行品第十四(正蔵九巻三九a)、「法華経の第七云　有能受持是経典者亦復如是於一切衆生中亦為第一等云云」薬王菩薩品第二三(正蔵九巻五四六)、法華秀句巻下(伝全第三巻二五七頁)、(同二七九頁)、依憑天台集(伝全第三巻三六四頁)

(50) 定遺一五七四頁

(51) 正蔵九巻三九C～四一a。本門正宗「一品二半」の成語からして、二半は半分の倍と解しておく。
(52) 定遺七一五頁
(53) 定遺七一八頁
(54) 定遺七一二～三頁
(55) 曽谷入道殿許御書（定遺九〇四～五頁）
(56) 原井慈鳳氏は『八品所顕証文』は、『本迹相違』より分離したものかという。（同氏、前掲論文一三八～九頁）しかし、主題・構成等において両者は異っており、必ずしも同一文献とみなくてもよいのではと考える。再検
(57) 『日蓮聖人遺文辞典歴史編』一〇八〇d～一〇八一c、及び一四四三
(58) 定遺一四四六～七
(59) 「而予非二地涌一分一兼知二此事一故前二立地涌之大士一粗示二五字一」（『曽谷入道殿許御書』定遺九一〇、真存）「而ル申ス。」（『新尼御前御返事』定遺八六八、曽真）など例は多いが、確かな遺文においては、上行の応化であることを暗に示すに止まっていることは、周知であろう。
(60) この意味で、宗祖の『私集最要文注法華経』の巻六如来寿量品の偈頌（自我偈）の冒頭の所に「迹本理勝劣事」と標し、ついで「玄七云、又若未二発迹顕本一者但解二迹中事理之麁妙一終不レ能レ解二本中之事麁一、況解二本中理妙一弥勒尚不レ達、何況余人。」（正蔵三三巻七七〇b）を引用している（山中喜八編『定本注法華経』下巻四一六頁、法蔵館、昭和五五年）のは非常に興味深い。この玄七の文は、日法師の『本迹相違』上巻四ウに引用さ

れている。宗祖は前掲玄の七の文意は、本・迹の所顕の理について、勝劣の問題があることを提起するものとの認識を示しておられるのであり、日法師が『注法華経』を披見したかどうかは不明であるが、可能性がないとは言えないであろう。なお、宗祖は『開目抄』に「何況盲眼のごとくなる当世の学者等、勝劣を辨べしや。黒白のごとくなる理に迷ざるべしや。教の浅深をしらざれば理の浅深弁つものなし。」（定遺五八八）と示し、教に対するに理とされる。渡辺宝陽氏は「法華以前の諸経と法華経との分別を体として措定されることをしていない。」（「本迹論の展開」前掲三〇四頁注（17））とされるが、迹門と本門の教の相違に応じて理の相違（『注法華経』でいう勝劣）を考えておられたのは確かで、それは、五重玄義でいえば、体玄義（体理実相）に相当するのではなかろうか。

（61）「宗祖直弟における本迹論」（前掲、二〇頁）

（平成8年12月6日稿）